

東金市可燃ごみ用指定袋包装用外袋（令和 8 年度製造分）有料広告掲載基準

（趣旨）

第 1 条 この基準は、東金市有料広告掲載要綱（平成 17 年 7 月 20 日制定。以下「要綱」という。）第 5 条の規定に基づき、東金市が作成し販売委託する可燃ごみ用指定袋包装用外袋（令和 8 年度製造分）（以下「指定外袋」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告主の募集）

第 2 条 市長は、広報等により広告主（指定外袋へ広告を掲載する者をいう。以下同じ。）を募集するものとする。

（広告の規格等）

第 3 条 広告の掲載位置は、指定外袋において市長が指定する位置とする。

2 広告の刷色は、2 色（背景白色に青色印刷）とする。

3 掲載期間は、可燃ごみ用指定袋（令和 8 年度製造分）が販売開始される時から売り切れるまでとする。

4 広告の規格、印刷枚数、募集枠数及び掲載料（1 枠）は次のとおりとする。

規格		印刷枚数	募集枠	掲載料（1 枠）
種類	広告の大きさ （縦×横）			
特大	7 cm×14 cm	211,000	2	0.5 円／枚×371,000 枚＝185,500 円（消費税相当額を含む）
大	6 cm×12 cm	131,000		
小	5 cm×10 cm	29,000		

（掲載できる広告内容）

第 4 条 要綱第 3 条に規定する内容のものに限る。

（協議）

第 5 条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し解決を図るものとする。

附 則

この基準は、令和 7 年 8 月 15 日から施行する。